基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月八日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年七月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年六月二十三日

名古屋市中川区清船町四丁目一番地

瀧上建設興業株式会社

代表取締役　小池　常彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月八日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年七月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年六月二十三日

愛知県東海市南柴田町ホノ割二一三番地の八

中部レベラー鋼業株式会社

代表取締役　瀧上　亮三

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年六月二十三日

大阪市中央区南船場四丁目一二番一一号

株式会社バルニバービ

代表取締役　佐藤　裕久

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月十日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割り当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年六月二十三日

福岡県久留米市津福本町一三七七番地

株式会社木村屋

代表取締役　萩尾　広

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年六月二十三日

佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木二二三番地一

株式会社オプティム

代表取締役　菅谷　俊二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月二十三日

佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木二二三番地一

株式会社オプティム

代表取締役　菅谷　俊二

組織変更につき株券等提出公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年七月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年六月二十三日

東京都中央区日本橋兜町五番一号

ストレージクラフトジャパン株式会社

代表取締役　カステリーノ・プラブー・エイドリアン・ピーター

限定承認公告

本籍北海道小樽市潮見台一丁目一番、最後の住所北海道小樽市稲穂一丁目一二番八号

被相続人　亡　深瀧　康史

右被相続人は平成二十六年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年六月九日札幌家庭裁判所小樽支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十三日

北海道小樽市稲穂一丁目一二番八号

相続財産管理人　深瀧　悦子

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年六月二十日開催の通常総代会において、払込済出資総額を変更しないで、出資一口の金額を二〇〇円から一〇〇円に減少し、総出資口数を二倍とする決議をしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年六月二十三日

神戸市中央区下山手通六丁目三番二八号

兵庫県共済協同組合

代表理事　木南　岩男

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少し三億円とすることに致しました。

効力発生日は平成二十六年七月二十五日であり、社員総会の決議は平成二十六年六月十三日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載日　平成二十五年九月三日

掲載頁　三十頁（号外第一九三号）

平成二十六年六月二十三日

東京都中央区築地一丁目九番二号

特定目的会社イオ

取締役　末廣　修二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少し、三十一億円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十六年七月三十一日であり、社員総会の決議は、平成二十六年六月二十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年八月二十一日付官報の号外第一八三号五十九頁に掲載されています。

平成二十六年六月二十三日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三号

メック都市開発1号特定目的会社

取締役　見上　正美

代表特定社債権者における決定認可公告

ＳＣＧ19特定目的会社が発行したＳＣＧ19特定目的会社第一回物上担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」という。）の代表特定社債権者であるコメルツ・ジャパン・リアルエステート・ファイナンス株式会社が、平成二十六年六月六日に行った左記決定について平成二十六年六月十二日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十六年（ヒ）第百八十一号）がありましたので公告いたします。

記

代表特定社債権者の決定事項

本特定社債の社債要項の一部を変更する件

本決定は、ＣＯＭＭＥＲＺＢＡＮＫ　ＡＫＴＩＥＮＧＥＳＥＬＬＳＣＨＡＦＴによる、その保有する代表特定社債権者の全株式のＣａｙｅｎｎｅ　Ｃａｙｍａｎ　Ｌｔｄ.への譲渡が実行されることを条件として、本特定社債の社債要項第一、一条の「満期日」の定義の現行の記載を変更するものです。

平成二十六年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ19特定目的会社

取締役　石田　泉

訂正公告

平成二十六年六月十三日（号外第一三三号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「国籍韓国」とあるは「本籍大阪府大阪市城東区今福西一丁目二〇二番地」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年六月二十三日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビル二階

相続財産管理人　弁護士　林　範夫

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二〇	一	一六下から二	三二三号）、一六下	二三号）
〃	〃	〃	ＪＩＳＨ三一〇〇	ＪＩＳ　Ｈ　三一〇〇
〃	〃	一七上から三	三二・五	二・五
〃	〃	一八下から一	一六許容範囲内にて	許容範囲内で
〃	〃	〃	一八こと表す旨	ことを表す旨
二〇	一	一一	一分経過した	一分を経過した

平成二十六年六月二日（号外第百二十一号）農林水産省告示第七百十号（農産物規格規程の一部を改正する件）

（印刷誤り）

四ページ下段七行目は行頭を一字下げる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十三日付第一三九号

一九二ページ●同日付政府調達第一一五号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）